

# 総務常任委員会会議録

令和7年8月29日

寒川町議会



出席委員 佐藤委員長、小泉副委員長

山田委員、橋本委員、太田委員、茂内委員、廣田委員、横手委員、関口委員

岸本議長

説明者 三橋総務部長、伊藤総務課長、三澤主査

濁川人事課長、遠藤副主幹

案 件

(付託議案)

- 議案第49号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について
- 議案第50号 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

午前9時00分 開会

【佐藤委員長】 おはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案2件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩をいたします。

---

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第49号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 皆様、おはようございます。それでは、付託議案の1、議案第49号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、審査をお願いいたします。説明につきましては、伊藤総務課長よりいたしますので、よろしくお願ひいたします。

【佐藤委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 おはようございます。それでは、議案第49号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。説明内容は、本会議における総務部長の説明と重複する部分がございますので、よろしくお願ひいたします。

まず、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわ

ゆるマイナンバー法に基づき、地方自治体におけるマイナンバーの独自利用や町内連携を行う際に必要な事項を定めております。今回の改正の経緯につきましては、現在地方公共団体の情報システム標準化の作業が全国的に進められておりますが、この標準化の中で各市町村の住民基本台帳に登録されていない方の情報管理のための機能が設けられます。ご説明する条例の条文中では、住民基本台帳に記録されていない方を住登外者、また住登外者の情報管理のための機能を住登外者宛名番号管理機能と表現していますが、町の事務では様々な場面で住登外者の情報を管理する必要があることから、町でもこの機能を利用することになります。その場合には、マイナンバー法の規定により条例で定める必要があるとの見解が国から示されたことにより、条例改正を提案するものでございます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表でご説明させていただきます。タブレット資料につきましては、10分の7ページの新旧対照表をご覧ください。第1条は、この条例の趣旨規定ですが、現行で規定しているマイナンバー法第9条第2項に基づく個人番号の利用に加え、同法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供を新たに規定するものです。

次に、第4条は、個人番号の利用範囲に関する規定で、新たに第4項として、町長及び教育委員会がマイナンバー法に定める事務を処理するに当たり、自ら保有する住登外者宛名情報を利用することができる規定を加えるものです。

次に、現行の第4条第4項は、同条第5項に繰り下げます。

次に、新たに第5条として、特定個人情報の提供に関する規定を加えます。これは、町内部の異なる執行機関の間における情報提供の規定となります。第1項の規定の内容につきましては、住登外者の特定個人情報を町長と教育委員会が相互に情報提供するための規定であり、別表3を新たに設け、情報の提供に関する規定をいたします。

次に、タブレット資料10分の8ページになりますが、第5条第2項は、書面提出に関する第4条第5項の規定を第5条第1項において準用する規定を加えるものとなります。

次に、現行の第5条は第6条に繰り下げをいたします。

次に、別表ですが、別表第1は、条例に定めることで個人番号を利用できる独自利用事務を規定しておりますが、ここに住登外者宛名番号管理機能による事務を加えるものです。当該事務については、町長部局のほか教育委員会でも該当する事務があるため、事務の欄の内容は同じですが、機関として町長と教育委員会の両方を規定いたします。

次に、別表第2は、特定個人情報の町内連携について規定した表ですが、タブレット資料10分の8ページから10分の10ページにかけて、それぞれ掲げている事務を処理するために必要な限度で、同一の期間内において町内連携をして利用できる特定個人情報にそれぞれ住登外者宛名情報を加えるものとなっております。

続きまして、10分の10ページの別表第3は、先ほどご説明した第5条第1項の規定により、町長と教育委員会がそれぞれ特定個人情報である住登外者宛名情報を相互に情報提供することができる規定を加えるものでございます。

最後に、附則となります。条例の施行期日を公布の日から施行するといいたします。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願ひします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお伺いします。まず、住登外者ということなんんですけど、住民基本台帳に記載されていない方ということですけど、これに関して寒川以外に住んでいる方の個人番号に関して照会できるようにするという認識でよろしいんでしょうか。それについてお願ひします。それと、現状の条例ではこれというのは、町内の個人もそうですけど、町外の個人に関しても情報の照会とかというのできていないのかというところについてお聞きします。

【伊藤総務課長】 委員長、すみません。もう一度2点目のご質問についてもう一度お願ひしたいんですが。

【佐藤委員長】 山田委員、2点目のところ。

【山田委員】 要は現状の条例の中で個人のいろんな情報というものを調べたりするということは、町内にしろ町外の人にしろ、調べたりする、調査とか、照会というものはできないのかということ。

【佐藤委員長】 山田委員、住登外者をしっかりと説明してもらえばいいんじゃないでしょうかね、今回の。いいですか、山田委員、そういう形で。分かりづらい質問ですね、今のは、2つ目は。該当にもなかなか難しいかなと。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 恐れ入ります。今回の住民登録台帳に記録されていない方の情報につきましては、当然その情報の管理というのはもちろん行っているんですが、それはマイナンバーと連携するような分も当然法律によって情報を収集できる部分はありますので、現状でもそこで情報連携をして情報を収集する部分はあろうかと思います。そして実際にそれを照会するということが、この条例改正によってというか、国としてこの住民登録外の情報を取り扱う事務については、きちんと町の条例で位置づける必要がある、それはなぜかというと、住民登録外の情報を情報連携したときに相手側、こちらとしてはマイナンバーを持っていなくても、相手側がその情報を得ることで連携をする可能性もあるといったところもあるので、きちんとそれは各条例に位置づけなさいというような考え方に基づいて今回の改正がされるということになりますので、お答えと質問のピントがずれちゃっているかもしれないんですけども。

【佐藤委員長】 まず住登外者の定義ですよね。住民基本台帳に載っていない方で住登外者という定義を持つんですけど、そういう方が、最初にどういう人なのかというところを、該当する人たちがそれだけですというよりも、最初はそれでしたよね。山田委員の質問の1問目はそれでした。次は回答としてはされたんですが、連携を取らなければいけないというような回答だったと思いますので、1番目の回答をお願いしたいと思います。

三澤主査。

【三澤主査】 山田委員の1問目の質問についてですが、住登外者のない場合、マイナンバーを取得して管理するのかと受け止めておるんですが、それとちょっと違いますか。住登外者については、住民登録されていない方を管理するための機能をこのたび標準化によって新たに設けられるので、それを管理すること自体を条例で定めなさいよという指針が出まして、それで今回条例化することになりました

ので、その中でマイナンバーが当然ひもづく可能性もあります。住民台帳に載っていた方が転出する場合もありますので、その場合はマイナンバーも入ってくるんですけれども、必ずしもマイナンバーを登録する必要はないので。

【佐藤委員長】 先ほど山田委員に私が言っていることは、回答を求めた内容と合っていますよね、1番目の。住登外者という方は住民基本台帳に載っていないんだけれど、そういう方はどういう方たちなんですかというところをまず最初にそもそものところでお聞きしたとは思うんですけど、回答が難しくなって。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 委員長、大変失礼いたしました。住登外者は住民登録台帳に記載されている方ではない方、例えば1つの具体例でいうと、固定資産を町内に持ついらっしゃるけれども、実際には町外に住んでいらっしゃるような方、そういうような方は住民基本台帳に載っていないけれども、住民登録外の番号を町で任意に持つて、その番号を管理して、納税通知書とかに利用するような場合があります。そういうものを住民登録外の宛名番号ということと、それを管理している機能ということになります。

【佐藤委員長】 私は分かりましたけど、山田委員、大丈夫ですか。

山田委員。

【山田委員】 今の説明は、例として固定資産税を納めているけど町外に住んでいる方ということでありましたけど、基本的には住民基本台帳というのは、寒川町に住んでいる方が登録されているわけなんだけれど、でも、町外に住んでいる方というのは、町外に住民登録はされているわけですね、結局。それをだから今回のこの条例では町外に住んでいる方の番号も連携してやるという趣旨だとは思うんですけど、どっちにしろ、逆に言うと、住民登録を寒川町のどこにも登録されていない方もいることは全然想定していないということですかね。ちょっと話がずれてくるかもしれないけど、いずれにしろ、まずされていない方、町外に住んでいる方のことを言っているということでよろしいですかね。

【佐藤委員長】 執行部、回答できますか。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 基本的には情報連携をして、マイナンバーを取得するということであると、情報連携をする相手方ないしは情報連携する情報というのは、当然住民基本台帳に、寒川町じゃないとしても、連携する相手方には情報はあると認識しておりますので、住民登録が先方にも情報が何もないというのは、想定の中では、この条例ないしは住民登録外機能を実際に運用する中では、情報がないということは想定外になってしまふのかなという気がしております。

【佐藤委員長】 三澤主査。

【三澤主査】 すみません、課長答弁の補足をさせていただきます。今回の改正、住登外に関しては、町内のもの、役場内であったり、今回教育委員会とのやり取りの中で規定するものなので、例えば茅ヶ崎市だとか、藤沢市に情報を照会するものではありません。それは町外連携ということで、別の機能を使うことになるので、それは今回の改正外になりますので、住登外については、あくまでも役場の中と言ったらしいんですね。町長部局と教育委員会のみのお話になります。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。役場内での連携ということなんんですけど、条例改正することによって自由に情報の、簡単に言うと、調べたりするということができるようになるということでおろしいでしょうか。

【佐藤委員長】 三澤主査。

【三澤主査】 必要に応じてこの条例で規定しています、この事務を行う限りは情報を照会することができるの、自由に確かに必要であれば取得できると理解していただいて構わないと思います。

以上です。

【佐藤委員長】 それでは、他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

---

【佐藤委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第50号 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

三橋総務部長。

【三橋総務部長】 引き続きお願ひいたします。付託議案の2つ目ですね。議案第50号 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての審査をお願いいたします。濁川人事課長よりご説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 それでは、議案第50号 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明いたします。なお、説明は、先日の本会議の中で総務部長よりご説明させていただきました内容と重複する部分もございますが、ご理解賜りますようお願いいたします。

今回の条例の一部改正については、育児休業制度に関する内容となります。本年1月に地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月1日に施行されます。これまで段階的に関係条例等を改正しておりますが、町職員についても、令和7年10月1日施行に遅れることなく所要の措置を講ずるものとなっております。

今回の主な改正内容としては、ポイントは2点あります。1点目は、小学校就学前の子を養育する職員について育児期の柔軟な働き方を実現するための措置として、育児時間の取得パターンの多様化等であり、いわゆる部分休業の取得パターンの多様化となります。2点目は、職員が本人、または配偶者の妊娠、出産等を申し出たときと子が3歳になるまでの適切な時期に、仕事と育児の両立に関する事項について、個別に聴取する仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等となります。なお、人事院からも法改正の内容を踏まえた意見具申がされ、人事院規則等国家公務員に関する関係法令につ

いても改正がされております。

それでは、改正の内容について新旧対照表で説明いたします。タブレット資料02の13分の2ページ以降をご覧いただきたいと思います。当条例の改正は、2つの条例を改正するもので、2条立ての改正方法としております。最初に改正条例の第1条関係は、寒川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正となります。見直し内容については、部分休業制度の拡充として、現行の1日につき2時間の範囲内で勤務しないことに加え、1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことのいずれかを選択可能とするものとなっております。第20条は、部分休業をすることができない職員についての規定となります。第2号で条文中の「及び勤務日ごとの勤務時間」を削除し、「次条において同じ」を加え、条文の整理を行っております。第21条は、第1号部分休業の承認についての規定となります。見出しに「第1号」を加え、第1項では、「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」とし、第2項及び第3項では、「第1号」をそれぞれ加え、条文の整理を行っております。第21条の2は、第2号部分休業の承認、第21条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間、第21条の4、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間及び第21条の5、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情を新たに加え、育児介護休業法の改正による部分休業の取得パターンの多様化について条文を加え、整理しております。第22条は、部分休業をしている職員の給与の取扱いについての規定となります。第23条は、「育児休業法第19条第1項に規定する」を追加し、第23条、部分休業の承認取消事由についての規定は、「育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」とし、記載の措置について規定するなどの条文を加え、整理しております。第24条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等及び第25条で勤務環境の整備に関する措置の規定を新たに加えております。最後に、第26条で委任の条ずれを修正しております。

続きまして、改正条例の第2条関係は、寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となります。見直し内容については、妊娠、出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知や制度利用、働き方の意向確認及び聴取した意向への配慮、子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援する意向確認等となります。最初に、妊娠、出産等の申出時と子が3歳になる前の意向聴取として、第16条の2は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定を加え、さらに第1号で仕事と育児との両立支援の制度または措置を知らせるための措置を、第2号で、申出職員の意向確認の措置を、第3号で、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項の意向確認の措置を、第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対しての措置を講じなければならない旨を、同項第1号で、仕事と育児との両立に資する制度または措置、その他の事項の措置を第2号で意向を確認するための措置を、第3号で、意向を確認した事項の取扱いの配慮事項とし、聴取した職員の意向についての配慮を規定し、新たに加え整理しております。第16条の3は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の条ずれ及び請求等とし、第16条の4で、勤務環境の整備に関する措置の条ずれを整理しております。改正附則となります。第1項では、施行期日を令和7年10月1日と規定し、第2項及び第3項では、それぞれ経過措置を定めております。最後に、今回の法

改正で求められている柔軟な働き方を実現するための措置等として、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置及び柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知、意向確認の2つを条例の一部改正で対応しております。

説明は以上となります。よろしくご審査のほどお願ひいたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

廣田委員。

【廣田委員】 これは仕事と生活の両立支援の拡充ということで、当然いいことだと思うんです。ウェルビーイングの向上にもつながると思うんですけど、実際に取得しようとする現場の人たちの状況として、人材不足とか、まだ厳しい状況がいろいろあると思うんです。これを実際に取得しやすい状況にする考え方というのは、この条例以外に考えていられるのかどうかというのをお伺いします。

【佐藤委員長】 潁川人事課長。

【濁川人事課長】 今いろいろご質疑いただきました内容について、人事課としてもどこの課でも、毎日のように人相談等々はあるんですが、仕事と育児の両立の部分については、現在もそういう対象となる方の相談等は常に人事課としても相談に乗っているというか、相談を受けている状況にあります。当然個別で相談したい方もいらっしゃいますし、説明してほしいという方もいらっしゃいますし、今後こういう予定なんだけどというような様々な事情について、懇切丁寧に対応している状況です。人の部分についても、例えば産休、育休、育児の部分を含めてなんですが、人が足らない分については、会計年度任用職員等の対応をしたいというような形で、我々としてもできる限り対応している状況となっております。よろしくお願ひします。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

---

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 じゃ、引き続き進めさせていただきたいと思います。

それでは、これより討論に入ります。議案第49号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 議案第49号 寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正についてですが、これに関しては、いわゆるマイナンバー法に基づいて条文の整備ということになりますけど、実際町内連携ということで、必

要によって活用するということでしたけど、これに関しては情報の漏えいとか、いろんな懸念があります。そういうところを懸念して反対といたします。

【佐藤委員長】 続いて、賛成討論のある方。

廣田委員。

【廣田委員】 これは国の施策の範囲内のものなので、引き続きそういった個人情報の保護というのは、現行のプライバシーの保護の観点から、十分に同等に図られるということを考えれば、これは事務の効率化も翻って住民福祉の公平なサービスの提供につながるということなので、賛成をいたします。

【佐藤委員長】 続きまして、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

続きまして、議案第49号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第50号 寒川町職員の育児休業等に関する条例及び寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前9時34分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 7年 11月 25日

委員長 佐藤 一夫